

令和元(2019)年度諮問(一)第2号
答申(一)第2号

「児童手当法に基づく児童手当支給事由消滅処分に係る審査
請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

真岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第4項に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

平成〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対し、法第4条第4項の適用により別居中である審査請求人の配偶者（以下「本件配偶者」という。）が児童手当の受給資格が認定されたため、真岡市児童手当事務取扱規則（平成13年規則第8号。以下「真岡市規則」という。）第22条第2号に基づき職権により本件処分を行った。

平成31(2019)年2月12日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、令和元(2019)年10月7日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分は、審査請求人が不在の間に本件配偶者が児童を連れて家を出たもので別居そのものが不当であること、また、本件配偶者が配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）を悪用し児童手当の受給手続きをしていること、さらに、審査請求人は本件配偶者に高額な婚姻費用を支払っていることから、不当であり、取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件に係る法令等の規定について

ア 法第4条は、児童手当の支給要件として「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母」と規定している。

イ 平成24年3月31日付け雇児発0331第4号「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（以下「DV通知」という。）第二の1「配偶者からの暴力を訴えている事例」では、職権による支給事由消滅処理を行うべき事例として、以下のイからハのいずれかに該当する場合は、「配偶者から暴力を受けたと訴えている者の配偶者は支給要件に該当しないものと判断できる」と規定している。

「イ 現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合

ロ～ハ (略)」

ウ 平成24年3月31日付け雇児発0331第3号「市町村における児童手当関係事務処理について」（以下「ガイドライン」という。）第22条は、「受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。」とし、次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができると規定している。

「一～四 (略)

五 その他、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合」

エ DV通知第二の2では、配偶者からの暴力を訴えている事例における「事務処理の流れ」について、以下のように、都道府県及び市町村において連携を取って事務処理を進めることと規定している。

(ア) 申請者の新住所地の市町村から都道府県への連絡

申請者より、児童手当等の支給に係る相談を受けた市町村は、当該者が、児童を監護し、かつ、生計を同じくしている等、受給資格を有する旨の確認を行った上で、配偶者が支給要件に該当しないものと判断した根拠を確認できる書類を、都道府県へ送付すること。

(イ) 申請者の新住所地の都道府県から配偶者の住所地の都道府県又は所属庁への連絡

申請者の新住所地の市町村より、(ア)の連絡を受けた都道府県に

においては、配偶者の住所地の都道府県に対して通知すること。

(ウ) 配偶者の住所地の都道府県から市町村への連絡

(イ)の通知を受けた都道府県は、配偶者の住所地の市町村に対し、ガイドライン第22条に基づき、職権により当該配偶者に対する児童手当等の支給事由消滅の処理を行うよう、通知すること。

(エ) 配偶者の住所地の市町村における職権による支給事由消滅処理

(ウ)の通知を受けた市町村においては、ガイドライン第22条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うこと。

(2) 処分庁による本件処分の違法性又は不当性についての検討

ア ガイドライン第22条において、支給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとされている。

イ また、DV通知第二の2に規定されているとおり、DVを訴えている事例における事務処理においては、DV被害を訴えている申請者の受給資格の有無の判断は申請者の居住する新住所地の市町村で行われ、旧住所地の市町村が行うものではない。旧住所地の市町村は、都道府県からのDV事例に関する通知を受け、ガイドライン第22条に基づき、職権による配偶者の支給事由消滅の処理を行うこととされている。

ウ 本事案における事務処理は、DV通知第二の2の規定に則り、DV被害を訴えている申請者（本件配偶者）の受給資格の有無の判断を同申請者の新居住地の自治体（以下「A市」という。）が行い、同申請者が受給資格を有することを確認した上で、A市の所在する都道府県及び栃木県を通じて処分庁に支給事由消滅の処理を行うよう通知されており、それを受け、処分庁はガイドライン第22条に基づき支給事由消滅処理を行っている。

エ そのため、本事案において、処分庁が栃木県からのDV事例に関する通知（平成〇年〇月〇日こ政第〇号栃木県保健福祉部長通知。以下「保健福祉部長通知」という。）により審査請求人が支給要件に該当していないものと判断し、職権による支給事由消滅の処理を行ったことは事務処理上適切であり、その処理方法に何ら違法又は不当な点は存在しない。

(3) 審査請求人の主張についての検討

ア 審査請求人は、本件処分の取消しを求める根拠として、「別居そのものが不当であること」、「本件配偶者がDV防止法を悪用していること」及び「本件配偶者に高額な婚姻費用（生活費及び児童の

養育費)を支払っていること」を主張している。

イ 児童手当法第4条において、児童手当の支給要件として「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母」と規定されており、これを満たす場合に児童手当が支給される。つまり、申請者が当該要件を満たしていることを確認できれば、市町村は申請者を受給者として認定できるということであり、その要件を満たすに至る経緯等は申請の認否に係る判断事由にはならないと解せる。

ウ よって、「別居そのものが不当であること」及び「本件配偶者がDV防止法を悪用していること」は、本件処分の取消しを求める根拠にはならない。

エ また、「本件配偶者に高額の婚姻費用を支払っている」という事実によって、児童手当法第4条に規定されている「児童を監護していること」及び「生計同一であること」を満たすと判断することはできない。

オ 以上のことから、審査請求人の主張に本件処分の取消しの根拠となる事実は一切認められない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 本件審査請求について

本件処分は、処分庁が、栃木県から受理した保健福祉部長通知により、審査請求人の児童手当の支給事由が消滅したものとして、職権に基づく処理を行ったものである。

審査請求人が児童手当受給資格を有しているか、本件処分に違法又は不当な点があるか否かについて、審査請求人の主張に沿って以下検討する。

(1) 別居の正当性と本件処分との関係

審査請求人は、審査請求人の不在中に本件配偶者が児童を連れ去ったもので別居そのものが不当であるため、それに係る処分全てが不当なものであり、これについて処分庁が「関知しない」として一蹴するのは不適當である旨を主張している。

法第4条第1項においては、児童手当の支給対象者の要件の一として、「支給要件児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父又は母であつ

て、日本国内に住所を有するもの」と規定しており、同条第4項では、「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合は、当該児童は、当該同居している父若しくは母によって監護され、これと生計を同じくするものとみなす」と規定している。

既に本件配偶者は、A市において児童手当の受給資格が認められている。その一方で、審査請求人が支給対象児童を監護し、かつ生計を同じくしていると認められる事由はなく、審査請求人は児童手当の受給資格に該当すると認めることはできない。

また、法では、支給対象者となるに至った経緯について特に条件は設けておらず、申請者が当該要件を満たしていることを確認できれば、申請を受けた市町村は申請者を受給者と認定できることから、別居が不当であるかどうかは受給資格の認定に影響を与えるものではない。

さらに、処分庁は、A市において本件配偶者の受給資格が認定され、DV通知第二2の事務処理の流れに沿って行われた保健福祉部長通知により、ガイドラインと同様の内容が規定されている真岡市規則第22条に基づき本件処分を行ったものであり、本件配偶者の受給資格について判断する立場にはなく、審査請求人の主張には理由がない。

(2) DV防止法の適用の正否と本件処分との関係

審査請求人は、本件配偶者に対して身体的な暴力を加えた事実はなく、DV防止法に定める保護命令に該当する事実もないことから、本件配偶者がDV防止法を悪用して児童手当の受給手続きをしているものであり、これに対して処分庁が「関知しない」として一蹴するのは不適當である旨主張している。

しかしながら、(1)で述べたとおり、児童手当の受給については、その対象者となるに至る経緯について、特に制限する規定を設けていないことから、本件配偶者の児童手当受給資格認定を不当とする根拠にはならない。また、処分庁は、保健福祉部長通知により、真岡市規則第22条に基づき本件処分を行ったものであり、本件配偶者の受給資格について判断する立場にはない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 婚姻費用の負担と本件処分との関係

審査請求人は本件配偶者に高額な婚姻費用（生活費及び児童の養育費）を支払っているにもかかわらず、本件配偶者は違法に児童手当受給の手続きを行った旨主張する。

しかしながら、平成24年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童手当の一部を改正する法律等の施行について」第2の1(3)①において、「監護」の解釈について「児童の生活費の負担というような経済的要素は含まないものであること」とされており、婚姻費用を支払っている事実をもって審査請求人が児童の監護をしていると認めることはできず、また、本件配偶者の児童手当受給手続きが違法であるとの根拠とはならない。

なお、既述のとおり、本件配偶者の受給資格の認定はA市において行われているものであり、処分庁の権限の及ぶところではない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) その他違法性又は不当性の検討

処分庁は、DV通知に掲げる事務処理手順に従い栃木県から発出された保健福祉部長通知を受理したため、真岡市規則第22条第2号に基づき職権により本件処分を行ったものであり、手続き等に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元(2019)年 10 月 7 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和元(2019)年 11 月 26 日 (第 17 回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和元(2019)年 12 月 24 日 (第 18 回審査会第 2 部会)	・ 第 2 回審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
坂 本 裕 一	株式会社下野新聞社取締役主筆	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)